

# 28年12月から衣類などの洗濯表示が変わりました



衣類などの洗濯方法が記載されている洗濯表示(取り扱い表示)が、昨年12月1日から変わりました。新しい洗濯表示は、世界で共通に使用できるよう国際規格(ISO)の表示記号を用いています。また、記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示になりました。この特集のお問い合わせは、消費生活センター☎485-0559へ。

## 新しい洗濯表示のポイント

- ・5つの「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されています。
- ・記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載されます(例:洗濯ネット使用、中性洗剤使用、あて布使用など)。
- ・表示は、家庭洗濯、漂白、乾燥、アイロンなどの処理の上限を表しています。記号が示す強さか、それより弱い範囲内で洗濯などをしましょう。

## 当面の間、新旧の表示が混在します

28年11月以前に従来の洗濯表示を行った衣類などは、当面そのまま販売されますが、順次切り替えられていきます。

新しい洗濯表示について、詳しくは消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp/>)で確認してください。

## 点検商法にご注意ください

点検商法とは、業者が「無料(または手頃な価格)で点検します」と訪問し、屋根や床下などを見て、「このままだと危険なので補修が必要」などと不安をあおり、本当は必要のない高額な工事などを契約させる商法です。安易に業者を家に入れたり、その場で契約したりすることはやめましょう。

契約し、工事が始まっていても、契約書面を受け取った日から8日以内に業者に書面で通知すれば、クーリング・オフが適用され、無条件で解約できます。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても契約を取り消すことができる場合もあります。詳しくは、消費生活センター☎485-0559へ。

## 主な洗濯表示の記号の対比

	平成28年11月30日まで	平成28年12月1日からの洗濯表示の記号
洗濯のしかた		<p>家庭洗濯(洗濯機洗い)ができる 記号の中の数字は洗濯液の上限温度を表す 「-」は「線なし」よりも弱く、 「=」はさらに弱い洗い方を表す</p> <p>洗濯液の温度は40℃を 限度とした手洗いができる</p> <p>家庭での洗濯は できない</p>
漂白のしかた		<p>塩素系及び酸素系 漂白剤が使える</p> <p>酸素系漂白剤 のみが使える</p> <p>漂白剤は 使えない</p>
乾燥のしかた		<p>〈自然乾燥の記号〉</p> <p>〈タンブル乾燥の記号〉</p> <p>家庭でタンブル乾燥ができる 点の数は乾燥温度を表す 「..」はヒーターを「強」等に設定 「・」はヒーターを「弱」等に設定</p> <p>ぬれ干しは脱水せず(絞らず)に干すことを表す</p> <p>タンブル乾燥禁止</p>
アイロンのかけかた		<p>アイロンを掛けることができる 点の数はアイロンの底面温度の上限を表す 「...」は200℃(高温)まで 「..」は150℃(中温)まで 「・」は110℃(低温)まで</p> <p>アイロン掛けは できない</p>
クリーニングの種類		<p>〈ドライクリーニングの記号〉</p> <p>ドライクリーニングができる</p> <p>パークロロエチレン等の 溶剤を使用</p> <p>石油系溶剤を使用</p> <p>ドライクリーニング はできない</p> <p>〈ウエットクリーニングの記号〉</p> <p>ウエットクリーニングができる</p> <p>「-」は「線なし」よりも弱く、 「=」はさらに弱い洗い方を示す</p> <p>ウエットクリーニング はできない</p>
絞り方		<p>対応する記号なし</p> <p>☐☐☐ は新しい洗濯表示の記号は なく、必要に応じて「弱く絞る」など の付記用語で表示される</p> <p>☐☐☐ は自然乾燥の記号におけ るぬれ干しの記号にその意味を 含んでいる</p>

※消費者庁のリーフレットを基に作成

広告